



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 共栄セキュリティーサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 我妻 文男
(コード番号 7058 東証 スタンダード)
問合せ先 経営企画室長 坂本 歩
(TEL:03-3511-7780)

取締役候補者の選任及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 41 期定時株主総会（以下「本株主総会」）における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これにともない、当社は、本日開催の取締役会において、本株主総会に付議する取締役候補者の選任及び定款の一部変更を合わせて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役候補者の選任

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名
我妻 文男	代表取締役 社長	同左
我妻 和文	専務取締役	取締役
松林 篤樹	常務取締役	取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名
小崎 教仁（新任）	社外取締役 監査等委員	—
渡辺 真一（新任）	社外取締役 監査等委員	—
三宅 伸幸（新任）	社外取締役 監査等委員	—

2. 定款の変更について

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行にともない、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ③ その他、上記の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

（下線部分に変更箇所を示しております）

現行定款	変更後
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u> 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u> 3 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。	(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u> (員数) 第 18 条 (現行どおり) 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>

(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第 20 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設) 2 増員又は補欠として選任された<u>取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設)	(任期) 第 20 条 <u>取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 増員又は補欠として選任された<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）のなかから代表取締役を選定する。</u> 2 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があると	(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手

きは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
<u>(取締役会規程)</u> <u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>	<u>(取締役会規程および監査等委員会規程)</u> <u>第 28 条 取締役会および監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会規程および監査等委員会規程による。</u>
<u>(報酬等)</u> <u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>	<u>(報酬等)</u> <u>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(条文省略)</u>	(削除)
<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u>	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 41 期定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償</u>

	<u>責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第 41 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</u>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	2025 年 6 月 27 日（金）

以 上